

障害者の雇用――

週20時間未満も促進

厚労省 納付金の対象化検討

厚生労働省は、週20時間未満の短い労働を希望する障害者の雇用

厚生労働省は同研究会報

変ありがとうございました」と発言

した。

厚労省は同研究会報

告を今夏にもまとめ

関係法令の改正を検討

する考えだ。

厚労省の障害者雇用

実態調査(2013年

度)によると、週20時

間未満働く人(推計)

は身体障害者が約2万

3800人、知的障害

者が約1万5600人、精神障害者が約2

000人。

こうした障害者を雇

用率には反映されず、

納付金制度の対象にも

ならない。同研究会は

ならない。同研究会は

に頼らない働き方を広

げる考え方を示した。

(福田敏克)

む人が増える半面、そ
うした人が事实上労働
市場の外にいるとみて
いる。

雇用率未達成企業から
納付金を徴収し、達成
企業などに調整金・報

奨金を支給するもの。

厚労省はこの仕組みを
活用し、週20時間未満
働く障害者の所定労働
時間に応じて、その企
業に支給することを念

頭に置いている。

入院しながら「テレ
ワーク」で企業の広報
業務を週10時間ほど担

う重度身体障害者や、
通信会社で英訳を週1

日4時間手掛ける精神
障害者・発達障害者の

例を挙げ、生活保護や
障害福祉サービスだけ

でなく、その企業の雇

用率には反映されず、
納付金制度の対象にも

ならない。同研究会は

に頼らない働き方を広

げる考え方を示した。

(福田敏克)

30.5.21 福祉新聞

厚生労働省は、週20時間未満の短い労働を希望する障害者の雇用を企業に促す検討に入つた。企業での就労を希望しながらも、疲れやすく継続して働くことが難しい精神障害者らのニーズが大きいと判断。納付金制度の対象とし、企業にインセンティブを与えることも視野に入る。

11日の「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」(座長:阿部正浩・中央大教授)で具体的な議論を始めた。精神障害者の家族会で構成する「全国精神保健福祉会連合会」(みんなねつと)の本條義和理事長は同日の会合で「大